

(海防法第39条、第39条の5関連)

## HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款(解説付)

### (総則)

第1条 この「HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款」(以下「本約款」という。)は、独立行政法人海上災害防止センター(以下「センター」という。)が行う海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号、以下「法律」という。)及び法律施行規則(昭和46年運輸省令第38号、以下「規則」という。)に基づく「大量の油(特定油を除く。)及び有害液体物質」(以下「HNS」という。)に関する事故への対応のために必要な資材の備え付け、機械器具の配備、要員の確保及びこれに関し発行する「HNS資機材要員配備証明書」(以下「証明書」という。)について、並びにHNSに関する事故発生時の初期の防除及び消火・延焼の防止又は同事故のおそれがある場合の対応(以下「緊急措置」という。)について、「証明書の発行を申し込む船舶所有者(当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人)又はその代理人」(以下「委託者」という。)とセンターの間の手続き及び権利義務関係に適用される。委託者は、証明書の発行を申し込むときに本約款を承認してこれに合意したものとし、証明書の発行によって契約が成立するものとみなす。

### [解釈]

本約款は、センターが1、2号業務を実施するために整備した体制を、法令上「資材、機械器具の配備及び要員の確保」義務がある船舶所有者(委託者)に提供するとともに、当該資機材備え付け基地周辺でHNS事故が発生又はそのおそれがある場合に船舶所有者(又は船長)から要請を受けて、特定海域(規則第33条の13に定める海域)における初期の対応(緊急措置)を実施する委託約款であり、この約款には、船舶所有者である委託者の申し込み、利用料金の支払いについて不備又は不都合がなければ、だれでも参加できる。

なお、本約款はHNS関係のものであり、いわゆる「黒もの」と呼ばれている特定油は別契約である。

### (資機材・要員配備及び証明書)

第2条 センターは、委託者が本約款第3条及び第4条に定める手続きを完了し、その内容に不備又は不都合が認められない限り、委託者から申請のあった船舶(以下「対象船舶」という。)に関し、別表記載のセンターの資機材配備基地等(以下「基地」という。)に、法律及び規則に定める資材を備え付け、機械器具を配備し、要員を確保する。

2 センターは、基地における資材及び機械器具(以下「資機材」という。)の保管管理、要員の確保及び緊急措置の実施のため必要な契約を業者と締結する。

3 センターは、前2項による資機材の配備及び要員の確保に関する証明書を委託者に対して発行する。

4 証明書は、年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書の3種類とし、委託者が第3条第1項の申し込みの際に選択する。

- 5 年間証明書とは、4月1日から3月31日までの1年間を有効期間とするものをいう。
- 6 限定年間証明書とは、4月1日から年度途中の終了日までの間又は年度途中の開始日から3月31日までの期間を有効期間のものをいう。
- 7 指定期間証明書とは、開始日から14日を最小単位とするその倍数の期間を有効期間とするものをいう。
- 8 年度途中の開始日から3月31日までを有効期間とする限定年間証明書(以下「年度途中からの限定年間証明書」という。)及び指定期間証明書の有効期間の開始日は、原則として委託者が第3条第1項の申込書に記載した開始希望日とする。
- 9 4月1日から年度途中の終了日までを有効期間とする限定年間証明書(以下「4月1日からの限定年間証明書」という。)の終了日は、原則として委託者が第3条第1項の申込書に記載した終了希望日とする。
- 10 船舶の売買等により船舶所有者が交代した場合は、当該船舶に対し発行された証明書の有効期間は終了する。

#### 〔解釈〕

- (1) センターは、委託者が本約款の規定に従い、インターネット上の当センターホームページを利用したオンライン申請によって資機材・要員の配備を申し込み、利用料金の支払いを完了すれば、委託者から申請のあった船舶(以下「対象船舶」という。)のために法律及び規則に定める資材を備え付け、機械器具を配備し、要員を確保するとともに、このことを証明する証明書を交付する。(第1項、第3項)
- (2) 民法の委任規定では、再委任する場合には委託者の了解を取り付けておく必要があるため、センターは作業の実施を下請に出す旨を本条に明文化することによって、本約款においては再委任できることを明確にしている。(第2項)
- (3) 証明書の種類は、有効期間の長さにより年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書の3種類とする。
  - 年間証明書は4月1日からの3月31日まで1年間を有効期間とするものである。(第5項)
  - 限定年間証明書は、売船や新造船を念頭においた証明書で、前年度からの継続される場合や次年度へ継続される場合のための月単位の有効期間のものであり、4月1日から年度途中の終了日まで又は年度途中の開始日から3月31日までの2種類のものがある。(第6項)
  - 指定期間証明書は、開始日から2週間単位の有効期間のものである。(第7項)
  - 限定年間証明書又は指定期間証明書の開始日及び終了日は、委託者の開始希望日及び終了希望日となる。(第8項～第9項)
  - 船舶の売買等で船舶所有者が交代した場合は、証明書の有効期間が終了するので、当該船舶の新しい船舶所有者は、第3条第1項及び第2項に基づき、新しい証明書を申し込むこととなる。

( 証明書の発行申し込みと通知事項等 )

- 第 3 条 委託者が証明書の発行を申し込む場合は、「資機材要員配備証明申込書」( 1 号様式、以下「申込書」という。 ) による。この場合において、申込書には、対象船舶に関する要目、付保している船舶保険・ P & I 保険、特定海域 ( 規則第 3 3 条の 1 3 に定める海域 ) における航海予定、輸送予定の H N S の種類・量等必要事項を記載しなければならない。
- 2 委託者は、年間証明書又は 4 月 4 日からの限定年間証明書の発行を申し込む場合は 3 月 2 0 日 ( 当該日が銀行休業日の場合は前営業日 ) までに、年度途中からの限定年間証明書又は指定期間証明書を申し込む場合は有効期間開始日の 3 日前の日 ( 当該日が銀行休業日の場合は前営業日。ただし、 1 2 月 2 9 日及び 3 0 日を除く。 ) までに申込書をセンターに書面により送達又はインターネットをによりオンライン申請しなければならない。ただし、緊急に証明書の発行が必要な場合は、有効期間開始日の 2 日前の日 ( 当該日が銀行休業日並びに 1 2 月 2 9 日及び 3 0 日を除く。 ) までに申し込むことができる。
- 3 センターは、第 4 条に定める証明書料金の支払いがあったときは、速やかに証明書を発行しなければならない。
- 4 委託者は、申込書の内容に変更が生じた場合、その都度速やかにセンターに通報しなければならない。

#### 第 1 号様式

#### 資機材要員配備証明申込書

#### [ 解釈 ]

- ( 1 ) 証明書の発行申し込み手続きは、「資機材要員配備証明申込書」( 1 号様式、以下「申込書」という。 ) に必要事項を記入してセンターへ送付することにより行われるが、通常、センターと委託者とはインターネット上の当センターホームページを利用したオンライン申請により簡単かつ迅速な情報のやり取りで手続きを行う。( 第 1 項 )
- ( 2 ) ( 1 ) の場合において、委託者は H N S 事故に備えて対象船舶の要目、付保している船舶保険・ P & I 保険、特定海域 ( 規則第 3 3 条の 1 3 に定める海域 ) における航海予定、輸送予定の H N S の種類・量等必要事項を申込書に記載してセンターに通知しておき、センターはこの通知事項を利用して緊急措置を迅速・的確に実施することになる。( 第 1 項後段 )
- ( 3 ) 証明書の申し込み手続きは、申込書を書面によりセンターに送達又はインターネットによりオンライン申請されるが、その締め切りは、次のとおり ( 第 2 項 )
- 年間証明書又は 4 月 1 日からの限定年間証明書の場合  
内航船のほとんどが年間証明書を選ぶものと考えられ、事後手続きが輻輳することから 3 月 2 0 日を締切日とした。( ただし、申し込み手続きが終了しても証明書料金がセンターに締切日までに着金しなければ、証明書は発行しない。以下同じ。 )
- 年度途中からの限定年間証明書又は指定期間証明書を申し込む場合  
有効期間開始日の 3 日前の日を締切日とした。

特例(締め切り日を越えた場合)

又は の締切日を越えたときでも、緊急に証明書の発行が必要な場合は、有効期間開始日の2日前の日 までであれば申し込むことができる。(ただし、申し込み手続きが終了しても証明書料金に加え追加料金がセンターに有効期間開始日の2日前の日(例えば、年間契約では3月30日)までに着金しなければ、証明書は発行しない。)

- (4) 証明書の発行は、委託者とセンターとの間で申し込み手続きが終了し、第4条に定める証明書料金(場合によってはこれに加えて追加料金)の支払い(センターに着金)があったとき、センターから速やかに電子メール等により証明書が発行される。(第3項)

(証明書料金の支払い)

第4条 委託者は、証明書の発行を申し込む場合、別途定める証明書料金をセンターが指定する銀行口座に送金しなければならない。

2 委託者の証明書料金支払期限は、次に掲げるとおりとし、証明書料金の全額がセンターの銀行口座に着金したことをもって、証明書料金の支払いがあったものとする。

(1) 年間証明書又は4月1日からの限定年間証明書の場合は、3月20日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日)

(2) 年度途中からの限定年間証明書又は指定期間証明書の場合は、有効期間開始日の3日前の日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日、ただし、12月29日及び30日を除く。)

3 委託者は、前条第2項ただし書きの緊急に証明書の発行が必要な場合で前項の支払い期限を経過したときは、別途定める追加料金を有効期間開始日の2日前の日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日、ただし、12月29日及び30日を除く。)までに支払わなければならない。

4 委託者は、書面をもってセンターに通知して証明書の発行申し込みを取り消すことができる。この場合において、当該証明書料金の着金から有効期間開始日前までの間はキャンセル料として金1万円を支払わなければならない。証明書の有効期間の開始日を経過してなされたときは当該証明書料金を返戻しない。

〔解釈〕

(1) 証明書料金は、対象船舶の大きさ(トン数別)や証明書形態別(年間証明書、限定年間証明書、指定期間証明書の別)によって異なる料金となる。委託者は、別途定めている「HNS資機材要員確保証明書料金表」に従い、証明書料金をセンターが指定する銀行口座に送金しなければならない。(第1項)

(2) 証明書料金の支払い先は、センターが指定する銀行口座であり、委託者が証明書料金を送金して、証明書料金の全額がセンターの銀行口座に着金しなければ証明書料金の支払いがあったことにはならない。

これは、委託者が証明書料金の振り込み手続きをしても、その日の内にセンターの銀行口座に着金しない場合があるので、支払いは着金主義であることを明確にした規定である。(第1項、第2項)

(3) 委託者の証明書料金支払期限は、証明書申し込み手続きの締め切り日と同じ日である。(第2項)

具体的な証明書料金支払期限と有効期間開始日との関係例は、次のとおりとなる。(印は、銀行休業日)

指定期間証明書の場合で有効期間開始日が火曜日の例

- ・月曜が平日の場合、支払期限は前週の木曜日。(月火水**木**金土日月**火**)
- ・月曜が銀行休業日の場合、支払期限は前週の水曜日。(月火**水**木金土日月**火**)
- ・金曜が銀行休業日の場合、支払期限は前週の水曜日。(月火**水**木金土日月**火**)
- ・木曜が銀行休業日の場合、支払期限は前週の水曜日。(月火**水**木金土日月**火**)
- ・水、木、金曜が銀行休業日の場合、支払期限は前週の月曜日。

(月**火**水木金土日月**火**)

指定期間証明書の場合で有効期間開始日が1月5日火曜日の例

センター休業日12月29日及び30日と年末年始や土曜日、日曜日の銀行休業日から支払期限は12月25日となる。(27日と3日が日曜日)

12月**25**, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 1, 2, 3, 4, **5**

年間証明書又は4月1日からの限定年間証明書の例

- ・3月20日が銀行営業日の場合、支払期限は3月20日。
- ・3月20日が日曜日の場合、支払期限は前営業日の3月18日(金曜日)。
- ・3月20日が土曜日の場合、支払期限は前営業日の3月19日(金曜日)。

(4) 委託者は、緊急に証明書の発行が必要な場合(第3条第2項ただし書き)で本条第2項の支払い期限を経過したときは、別途に定められる「HNS資機材要員確保証明書料金表」に従い、追加料金を有効期間開始日の2日前の日(当該日が銀行休業日の場合は前営業日、ただし、12月29日及び30日を除く。)までに支払わなければならない。(第3項)

(5) 証明書の発行取り消しは、委託者からセンターへ書面によって通知することにより行うことができることとした。この場合において、当該証明書料金の着金から有効期間開始前までの間はキャンセル料を金1万円とし、その取消が証明書の有効期間開始日を経過してなされたときは当該証明書料金を返戻しないこととした。(第4項)

(6) 指定期間証明書の有効期間は、14日の倍数の期間となっており、利用者としては外航船が多いと思われ、当該船舶の運航計画の変更があることから、有効期間の変更(短縮又は延長)を要求されることが考えられるが、その場合には、取り消し、新たな申し込みの手続きによることとし、有効期間を越えることになる船舶は、新たに最短(14日間)の指定期間証明書が必要となる。

(緊急措置の要請)

第5条 委託者又は対象船舶の船長(以下「委託者等」という。)は、当該船舶からHNSが排出され、又は、排出されるおそれがあり、規則第33条の13に規定された海域内(以下「特定海域内」という。)において緊急措置が必要な場合には直ちにセンターに対しその旨を通知し、緊急措置を要請することができる。

2 委託者等は、前項の通知に併せて、事故の概要その他とるべき緊急措置の実施に必要又は有益な情報を通知しなければならない。

〔解釈〕

- (1) 「緊急措置」とは、委託者の対象船舶が特定海域内でHNS排出事故発生時又はそのおそれがある場合に、センターが直ちに(概ね2時間以内に)事故現場に急行して緊急に初期の防除作業及び消火・延焼の防止、またはおそれがある場合の対応を行うことをいう。(第1項)
- (2) HNSタンカーである対象船舶では、乗組員が少なく、乗組員だけでは十分なHNS事故対応ができないため、HNS事故が発生又はそのおそれがある場合、委託者等は、本約款に基づき直ちにセンターに対して緊急措置の実施を要請することができる。この場合において、委託者等は、センターが適切に緊急措置を実施できるよう必要な情報を通知する。(第2項)

(緊急措置の実施)

第6条 センターは、前条の緊急措置の要請があった場合には、委託者等及びその他の関係者から必要な情報を収集し、採るべき緊急措置を決定する。委託者等ないしその関係者は、センターの求めに応じ必要な情報を提供する。

2 センターは、対応船舶の派遣、HNSによる汚染状況の把握・確認、放水などによるHNSの蒸発促進又は抑制・回収、薬剤散布による処理、その他の防除措置、火災の発生の防止又は消火、延焼の防止、事故現場の周知その他の適切な緊急措置を実施する。

3 センターは、採るべき緊急措置の内容を決定したときは直ちに委託者等に通知する。

4 センターの実施する緊急措置は、センター及びセンターが予め緊急措置の実施のために必要な契約を締結している防災措置実施者(以下「契約防災措置実施者」という。)により実施するものとする。この場合において、契約防災措置実施者のなした行為はセンターの行為とみなす。

5 センターは、緊急措置を誠実にかつ最善の注意をもって行わなければならない。

6 センターの実施する緊急措置は、着手後24時間を最長とする。

7 センターが、センターの実施する緊急措置のみでは事故の対応として十分でないと判断するときは、直ちにその旨を委託者等に通知し、委託者等は、センター及びその他の関係者と法律第42条の25第2号の業務の実施その他必要な措置について協議し適切な対応措置を決定するものとする

8 センターは、緊急措置終了後、速やかに委託者に対し緊急措置の内容を報告するものとする。

〔解釈〕

- (1) センターは、委託者等の関係者から情報収集を行い、採るべき緊急措置を直ちに決定し、次に掲げるような緊急措置を実施する。(第1項、第2項)
  - ・ガス検知等による現場海域におけるHNS汚染状況の把握・確認
  - ・放水等によるHNS物質の蒸発促進、薬剤散布による措置
  - ・ゲル泡等によるHNS物質の抑制措置、回収措置
  - ・火災発生の防止、火災発生時の初期消火、延焼防止
  - ・事故現場の周知

- (2) 事故を起したHNSタンカーについてセンターが具体的事項を把握していないことがあるので、委託者等は緊急措置を要請するとき、当該タンカー搭載のHNSの種類及び量、荷主など関係者の電話番号等を直ちに通知する。(第1項後段)
- (3) センターは、委託者等から緊急措置の要請を受けたとき、現場に近い契約防災措置実施者に対し、直ちに緊急措置のための対応船1～2隻を現場に急行させ、前述(1)の措置の全部又は一部を行うよう指示する。契約防災措置実施者はセンターに代わり緊急措置を実施するが、センター本部職員等も現場に急行する。(第2項、第4項)
- (4) センターは、(3)の緊急措置をとる前にその内容を直ちに通知し、その後も経過を通知するよう努め、委託者等と意思の疎通を図る。また、緊急措置終了後は、速やかに委託者に対し緊急措置の内容を報告する。(第3項、第8項)
- (5) センターの実施する緊急措置は、着手後24時間を最長とし、この間、センターは、契約防災措置実施者ととも最大限の努力により緊急措置を実施するが、途中でこの緊急措置だけでは十分な措置ができないとセンターが判断するときは、2号業務の実施について関係者と調整する。(第5項～第8項)
- このため、センターは速やかに船舶所有者にその旨通知するとともに、以後2号業務に対応を引き継ぐか作業を終了するかを関係者で協議する。(第8項)

(緊急措置に係る費用)

第7条 委託者は、本条に定めるところにより、センターによる緊急措置に係る費用を支払わなければならない。

2 センターは、次の各号の費用を委託者に請求する。

- (1) 契約防災措置実施者作業経費
- (2) センターが保有し、本作業に使用した船艇、資機材等の経費
- (3) センター経費
- (4) その他作業に関連する経費で委託者とセンターが別途合意した経費

3 前項の費用の決定は、委託者とセンターの協議による。作業のために消費した薬剤その他の資材に関しては、双方協議のうえ、支払いに代え現物給付によることができる。

4 センターは、委託者ないし第三者に対し、センターによる緊急措置について、本条に定める以外、名目の如何にかかわらず、救助料その他の報酬ないし費用の請求をしない。

5 委託者は、センターから費用の請求を受けたときは、これを速やかに支払わなければならない。請求の日より3ヶ月以内に支払いのないときは、「政府契約の支払遅延に対する延滞利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)」に定められた割合による遅延利息を付する。

〔解釈〕

- (1) 費用の請求は、防除措置能力の評価、事業者の本来業務における賃金体系等様々な要素を考慮して決定する必要があるため、前例及び従来からの慣行等を参考にしながら当事者間で協議して決定することとする。(第3項)
- (2) 請求費用の内訳等は、従来からのセンター油防除作業と同様の費用請求範囲で

あり、薬剤その他の資材は現物給付ができることしたが、今回は、事故当初の対応であるので海難救助としての救助料やこれに類する報酬は含まないことを明示した。(第2項～第4項)

- (3) センターが行う費用の請求は、関係者との協議が全て整った後に行うことにしているため、この請求を受けた委託者側からの支払いは、速かに行われるものと思われるが、万一の場合を考慮して請求が3ヶ月経過した後の延滞金を定めた。また、延納利息の割合は、年々見直しがされる大蔵省告示(現財務省)の率によることとした。(第5項)

(損害賠償責任)

第8条 センターは、善良なる管理者としての注意をもって本約款に定める業務を行う。センターは、重大な過失によって委託者に損失、損害が生じたと認められる場合にのみ、その損失、損害につき責任を負う。

[ 解釈 ]

- (1) 本条前段では、本約款第6条第5項において、センターは緊急措置を誠実かつ最善の注意をもって行わなければならないとされているところ、これ以外のセンターの行為も含め、再度、善管注意義務に言及し強調している。
- (2) 本条後段中の「センターの重大な過失による損失、損害」には、第6条第4項において、予め緊急措置の実施のために必要な契約を締結している防災措置実施者(以下「契約防災措置実施者」という。)のなした行為はセンターの行為とみなすとしており、当然、同契約防災措置実施者の重大な過失による損失、損害も含むこととなる。
- (3) また、センター及び契約防災措置実施者の重大な過失による損失、損害のみが、センター及び契約防災措置実施者の負担となり、重大な過失によらないで第三者に与えた損害は、被害者たる第三者から船舶所有者等に対して損害賠償請求が行われ、それを支払った船舶所有者等がセンター及び契約防災措置実施者へ求償するということはあり得ないと考える。

(債務不履行等)

第9条 委託者等が次の各号の一つに該当した場合、センターは本約款を解除し、又は本約款に基づく義務の全部若しくは一部を行わないことができる。この場合において、センターは支払われた料金を返戻しない。また、センターに損害があるときは委託者がこれを賠償する。

- (1) 本約款の条項に違反があったとき。
- (2) 破産、会社更正手続開始、会社整理開始、特別清算開始、民事再生手続開始の申立を受けたとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は、事業を休廃止、解散したとき、その他外国人ないし外国法人についてはこれに相応する所属国での手続きがあったとき。
- (3) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 対象船舶に適切な船舶保険及びP & I 保険が付保されていないことが判明したとき。

〔解釈〕

- (1) 本条は、民法第651条（委任の解除）「委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができる。」の規定と関係している。
- (2) 本約款では、資機材・要員の確保等ほか、HNS事故に対する緊急措置を実施することとしていることから、委託者側が十分な支払い能力を有しないことが判明した場合、本条において、センターは、本約款を解除し又は本約款に基づく義務の全部若しくは一部を行わないことができる旨を委託者側に明示しておくこととした。  
特に、海上での事故処理には莫大な経費が必要となる場合があるので、対象船舶に適切な船舶保険およびP & I 保険が付保も条件に加えている。

（紛争の解決）

- 第10条 本約款の準拠法は日本法とし、本約款に規定のない事項及び契約内容等に紛議が生じた場合は、当事者双方誠意をもって協議する。
- 2 本約款に関して当事者間に争いが生じた場合は、横浜地方裁判所を管轄裁判所とする。

〔解釈〕

- (1) 委託者側が外国企業等であることも考え、準拠法は日本法と明記した。紛争時における仲裁については、本約款では明文化されていないが、事務処理を円滑に実施するため、当事者双方が合意すれば日本海運集会所の仲裁に付すことを妨げるものではない。
- (2) 紛議が生じた場合は、第1項により当事者双方が誠意をもって協議することとし、話し合いにより解決を図ることを原則としているが、それでもなお協議が整わず、裁判に付す場合の管轄裁判所は横浜地裁とすることとしている。

（附 則）

- 第11条 本約款は、平成21年4月1日より施行される。

平成21年4月1日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号  
独立行政法人海上災害防止センター  
契約担当役 理事長 栗原敏尚

〔解釈〕

本約款は、「独立行政法人海上災害防止センター排出油等防除専門委員会の設置に関する達（平成16年2月1日達第20号）」に基づき、平成19年7月31日に実施した排出油等防除専門委員会により承認されたものに平成21年4月1日より新たに千葉・川崎基地が追加されたものである

## 資機材要員配備基地一覧表

センターは以下の配備場所（基地）に、資材を備え付け、機械器具を配備し、要員を確保するものとする。

| 配備場所        | 基地名   | 主な担任海域         |
|-------------|-------|----------------|
| 千葉県千葉市(市原市) | 千葉基地  | 東京湾            |
| 神奈川県川崎市     | 川崎基地  | 東京湾            |
| 神奈川県横須賀市    | 横須賀基地 | 東京湾            |
| 三重県四日市      | 四日市基地 | 伊勢湾            |
| 和歌山県和歌山市    | 和歌山基地 | 大阪湾 / 瀬戸内海東部海域 |
| 大阪府堺市       | 大阪基地  | 大阪湾 / 瀬戸内海東部海域 |
| 兵庫県姫路市      | 姫路基地  | 大阪湾 / 瀬戸内海東部海域 |
| 岡山県倉敷市      | 水島基地  | 瀬戸内海 中部海域      |
| 愛媛県松山市      | 松山基地  | 瀬戸内海 中部海域      |
| 山口県周南市      | 徳山基地  | 瀬戸内海 西部海域      |
| 山口県宇部市      | 宇部基地  | 瀬戸内海 西部海域      |
| 山口県下関市      | 下関基地  | 瀬戸内海 西部海域      |
| 大分県大分市      | 大分基地  | 瀬戸内海 西部海域      |